

栃木県労働基準協会連合会

令和5年7月1日

第66号

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp

発行人 専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

令和5年度定期総会を開催しました



松下 正直 連合会長



奥村 英輝 栃木労働局長



ご来賓の皆様



遠藤 光 労働基準部長 (乾杯)



高松 一弘 副会長 (中締)

令和5年5月23日(火)午後3時45分から、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、(一社)栃木県労働基準協会連合会の令和5年度定期総会を全会員出席のもと開催しました。

総会冒頭、松下会長から「新型コロナも3年が経過し、漸く感染防止措置が緩和される中、社会経済活動は急速に本来の姿を取り戻しつつあり、当連合会の事業活動も正常化しつつある。しかしながら、1年を過ぎたロシアのウクライナ侵攻や世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れリスク、国内の物価高など、引き続き懸念材料が多い中、当連合会と各地区協会の活動への変わらぬ協力に感謝すると共に、今後も様々な要因により変化する労働環境への対応と連合会の5年度の主要事業への支援をお願いする。また、労働災害が増加する中、本年よりスタートとし第14次労働災害防止5か年計画への協力や過重労働防止等働き方改革の推進、メンタルヘルス対策など労働行政の重点施策の周知・啓発に引き続き協力すると共に技能講習等の着実な事業運営に努め、県内の遵法水準、安全衛生水準の向上に貢献して参りたい。さらに全基連や中災防を起点とした労務・安衛管理情報を会員へ橋渡しすべくHPや会報の活用にも努めるほか、法改正等による受講希望者の増加には、臨時講習の開催や出張技能講習の開催等、地区協会への支援強化により対応を図る。これらの円滑な実施のため、引き続き行政の力強いご支援をお願いしたい。」と決意が述べられました。

総会議長は定款の規定に基づいて松下会長が就任し、議事録署名人に足利協会長の小林 一俊氏と栃木協会長の石田 修氏を選出して議事に入りました。

議事では、「前年度の事業報告・収支決算報告」「新年度の事業計画案・収支予算案」及び「役員選出の件」が上程され、全ての議案が全会員一致で承認されました。

ご来賓として、奥田 英輝栃木労働局長ほか労働局幹部、各労働基準監督署長の皆様のご臨席を頂き、議事終了後、ご来賓を代表して奥田局長からご祝辞を頂きました。

奥田局長は、定期総会開催の祝意と日ごろの労働行政へ協力に感謝を述べられたあと、栃木労働局の令和5年度の重点施策として、賃金の引上げに向けた支援の強化、働き方改革の推進、労働災害の防止を挙げ、とりわけ増加が続く労働災害については、第14次労働災害防止5か年計画への協力をお願いすると、本年度の栃木労働局の重点施策を丁寧にご説明いただきました。

総会後に新理事・監事により開催した第2回理事会においては、役員人事案がいずれも事務局提案通り承認され、各地区労働基準協会長から推薦を受けた2年任期の各事業部員の選任案も承認されました。

なお、今年度は会長、副会長、専務理事に変更はなく、全員に留任いただきました。

また、コロナ禍により3年間にわたって中止されておりました意見交換会が4年ぶりに開催され、松下会長の開会のご挨拶の後、遠藤 光労働基準部長様より乾杯のご発声をいただき、多くの参加者の下、ご来賓の皆様を交えて活発な意見交換が行われました。

開会より1時間を経過したところで、宴もたけなわの中、日光協会長の高松 一弘様により閉会の挨拶をいただき中締となりましたが、その後も話が尽きず多くの方々会場に残られ、予定時間を過ぎてのお開きとなりました。

令和5年度（一社）栃木県労働基準協会連合会役員名簿（令和5年5月23日現在）

役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考	役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考
会長・代表理事	松下 正直	宇都宮	(株) 足利銀行		理事	市川 裕一	栃木	富士通(株) 小山工場	
副会長・理事	小林 一俊	足利	アキレス(株)		理事	小塚 修一	栃木	GKNドライブラインジャパン(株) 栃木工場	
副会長・理事	石田 修	栃木	(株) 小松製作所 小山工場		理事	山田三紀夫	栃木	日立グローバルライフソリューションズ(株) 栃木事業所	
副会長・理事	藤波 一博	佐野	(株) 波里		理事	小寺 普次	栃木	(株) レゾナック 小山事業所	
副会長・理事	青柳 卓	鹿沼	(株) 光青		理事	奈良原 守	佐野	カーシーカシマ(株)	
副会長・理事	原 厚	塩那	アーベストフーズ(株)		理事	大橋 博	佐野	住友大阪セメント(株) 栃木工場	
副会長・理事	高松 一弘	日光	古河電気工業(株) 日光事業所		理事	金子 昭彦	鹿沼	(株) カネコアルトップ	
副会長・理事	菊池 英司	真岡	日産自動車(株) 栃木工場		理事	生駒 憲一	塩那	(株) 生駒組	
理事	大久保知宏	宇都宮	藤井産業(株)		理事	高橋 温	塩那	(株) アイ電子工業	
理事	戸塚正一郎	宇都宮	(株) SUBARU 宇都宮製作所		理事	相良 芳隆	日光	相良建設(株)	
理事	齋藤 好章	宇都宮	(株) 福田屋百貨店		理事	岡本 寛之	真岡	(株) 神戸製鋼所 真岡製造所	新任
理事	石原 玲一	宇都宮	関東自動車(株)		理事	阿部 雅彦	真岡	千住金属工業(株) 栃木事業所	
理事	小西 芳典	宇都宮	(株) クボタ 宇都宮工場		専務理事	堀澤 俊孝	事務局	(一社) 栃木県労働基準協会連合会	
理事	富田 隆	足利	足利小山信用金庫						
理事	小川 邦明	足利	赤石工業(株)		監事	福田 晴一	宇都宮	(株) マテハンソフト	
理事	安田 浩一	足利	(株) キリウ		監事	中島 昭	宇都宮	フタバ食品(株)	

令和 5 年度 栃木地方産業安全衛生大会開催のお知らせ

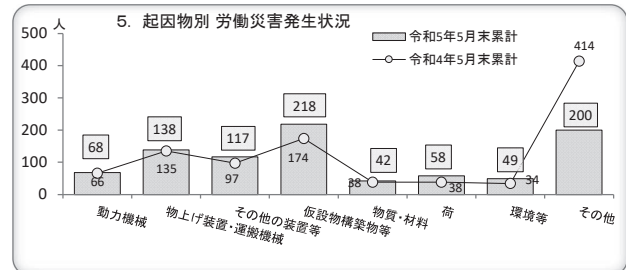
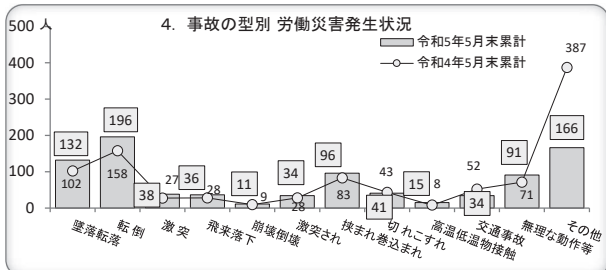
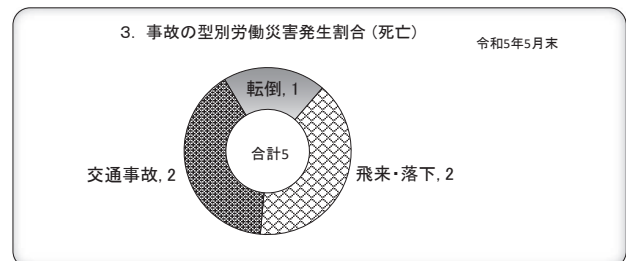
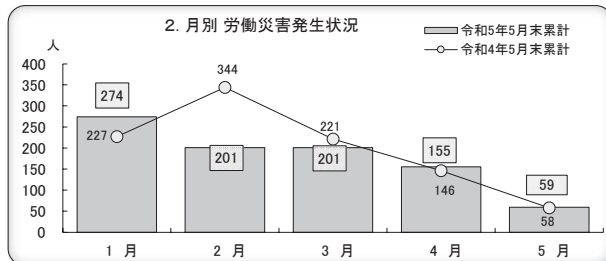
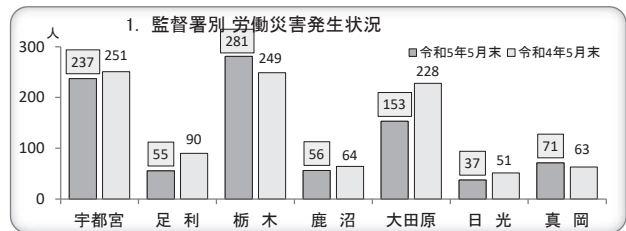
(入場・無料)

- 1 日 時 令和 5 年 10 月 3 日 (火) 午後 1 時開会
- 2 会 場 宇都宮市文化会館 小ホール (宇都宮市明保野町 7-66)
- 3 内 容 第一部 表彰式 栃木労働局長表彰、各労働災害防止団体長表彰、大会宣言
 第二部 特別講演
 演題 「第 14 次労働災害防止 5 か年計画にご協力を！」
 講師 栃木労働局労働基準部健康安全課長 幸田 和則 氏
 第三部 記念講演
 演題 「法話 ～一日光山の僧侶として～」
 講師 日光山輪王寺門跡
 執事 総務部長 菅原 道信 氏
- 4 主 唱 者 栃木労働局・各労働基準監督署
- 5 主 催 者 栃木県労働災害防止団体連絡協議会、栃木県労働基準協会連合会、
 建設業労働災害防止協会栃木県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部、
 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
- 6 協 賛 日本ボイラ協会栃木県支部、ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所、
 建設荷役車両安全技術協会栃木県支部、栃木産業保健総合支援センター、
 栃木県 THP 推進協議会、日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部、
 あんしん財団栃木支局

栃木労働局からのお知らせ① (健康安全課) 労働災害発生状況 (令和 5 年)

(令和 5 年 5 月末現在)

区分	令和 4 年		令和 5 年		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全 産 業	996	5	890	5	-106	-10.6
製 造 業	254	1	199	0	-55	-21.7
建 設 業	65	1	79	0	+14	+21.5
道路貨物運送業	90	2	96	4	+6	+6.7
陸上貨物取扱業			9			
林 業	9		9			
第 三 次 産 業	556	1	471	1	-85	-15.3

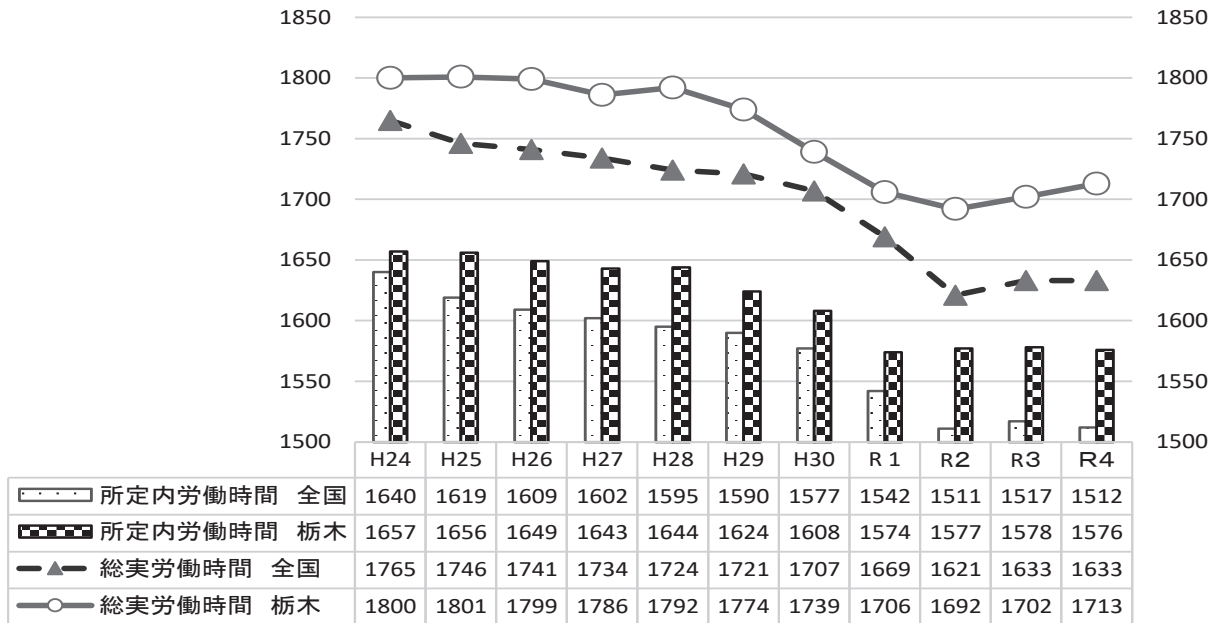


令和4年の労働時間の現状がまとまりました。

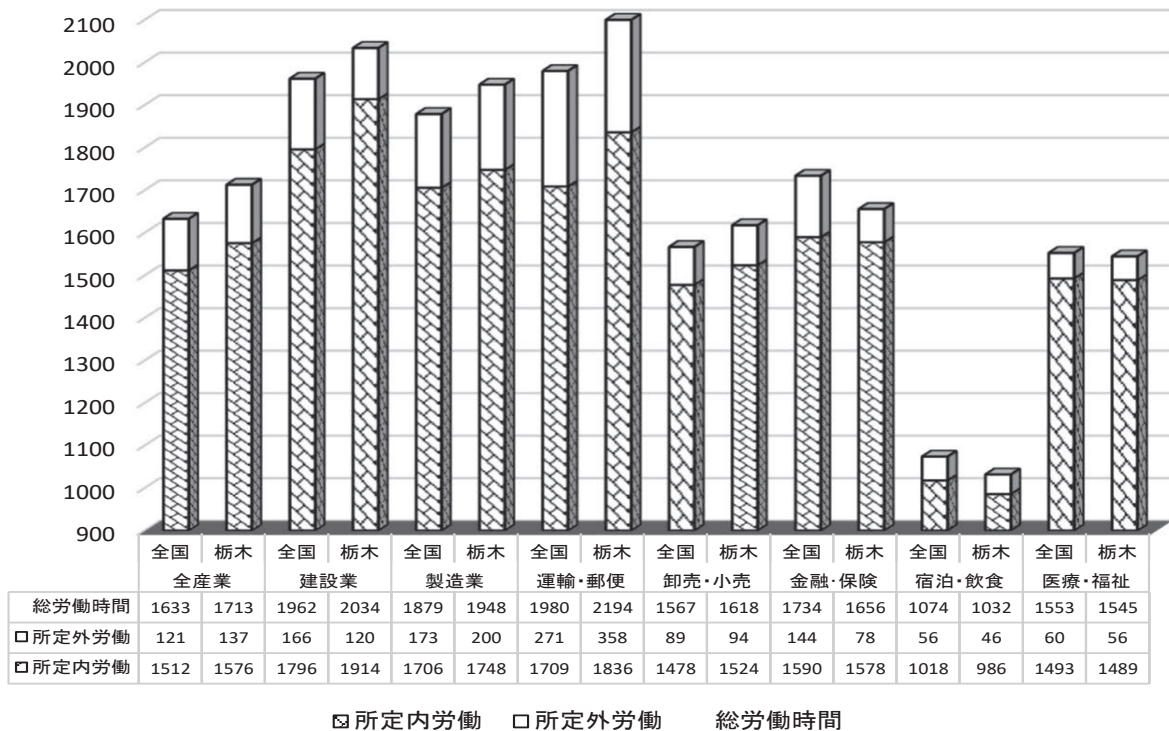
栃木県における労働者1人当たりの年間総実労働時間は、前年より11時間増加となり、全国平均に比べ11時間長くなり、80時間長い状態にあります。

また、主要産業別の年間総労働時間等では、運輸・郵便業が最も長く、次いで、建設業、製造業が県内の全産業平均より長い状態にあります。

労働者1人当たりの平均総労働時間及び所定労働時間の推移(抜粋)



令和4年 産業別1人当たり平均年間実労働時間数(全国・栃木県)



詳細は、栃木労働局のHPから確認できます。

Refresh! もっと自分らしい働き方 休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与と制度的付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

5日	5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取り扱える	労働者が自由に取り扱える
前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。	前2年次有給休暇の付与日数が10日の労働者	前2年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせてさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めると全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別交替で付与	流通・サービス業など、定休日を揃やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、下記に示す通り協定する。
 - 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下年休という。)のうち5日を超過する部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日未満なものは、その不足する日数の範囲で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
 - 前期4月～9月の間で3日間 後期10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画表を、所定の形式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所屬課長に提出し届けなければならない。
- 各課長は、前項の計画に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を要変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は
「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください▶



年次取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

*半日単位など時間未満の単位に取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得については、就業規則を5日単位から5日未満に引き下ろさなければなりません。

自分らしい
夏休みで
素敵な体験を
たくさんしよう。



Refresh! もっと自分らしい働き方 休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう!!

栃木労働局雇用環境・均等室

令和4年10月28日に公表された「令和4年就労条件総合調査」によると、年次有給休暇の取得率(※)の調査結果は、令和3年が56.6%、令和4年が58.3%であり、近年は毎年上昇傾向にあります。

また、令和4年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等室総務課雇用環境政策室が作成したデータによると、栃木県の年次有給休暇の取得率は、令和3年が54.1%、令和4年が53.8%となっています。

労働基準法が改正(いわゆる「働き方改革関連法」が施行)され、平成31年4月から全ての事業場において年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、時季指定等により年5日の確実な取得が求められているところ。です。

一方で、年次有給休暇は労働者の心身の疲労を回復させ、仕事と生活の調和の実現にも資することから、生産性向上につながり、事業場にとってもプラスとなる効果を有しています。

働き方・休み方の改善を継続的に進めるためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与と制度的付与、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(次頁)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏、これら制度の導入をご検討ください。

(※)「取得率」=取得日数計/付与日数計×100(%)

なお、取得率は1年間の実績ですので、調査年の前年の数値に基づきます。

例えば、令和4年の調査結果は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの数値に基づきます。

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス!

これまでの書面手続きに比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続き可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更
と修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続きをまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。
また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス!
<https://www.e-gov.go.jp/>

* 電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



「利用準備」から
スタート!

令和 5 年度の「働き方改革推進支援助成金」について

「働き方改革推進支援助成金」は、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成金です。

令和 4 年度の 4 つコースに加え、令和 5 年度から新たに「適用猶予業種等対応コース」を設置しました。

○適用猶予業種等対応コースについて【新設】

令和 6 年 4 月 1 日から、建設業、運送業、病院等、砂糖製造業といった、適用猶予業種等へ時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休 2 日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

その他コースや詳しい支給要件などについては、下記 URL・二次元バーコードよりご参照ください。

<問合せ先>

栃木働き方改革推進支援センター TEL：0800-800-8100

栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

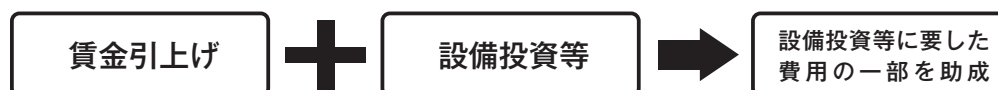


詳しくはこちらから！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

令和 5 年度業務改善助成金についてのお知らせ

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを支援するものです。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。



具体的な支給要件などの詳しい内容は、以下の二次元バーコードまたは URL（ともに厚生労働省ホームページのもの）よりご確認ください。なお、申請締切は令和 6 年 1 月 31 日です。（事業完了期限は令和 6 年 2 月 28 日です。）



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター (TEL) 0120-366-440

栃木働き方改革推進支援センター (TEL) 0800-800-8100

賃金引上げに向けた支援策について

事業主の皆様へ **賃金引き上げ特設ページ** を開設!

詳しくはこちら



 <https://www.saitoichingin.info/chingin/>

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

*業務改善助成金:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金
(※詳しくはQRコードからホームページをご覧ください)

業務改善助成金についてはこちら

[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

*働き方改革推進支援センター相談窓口:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応
[問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100



とちぎ労基連トピックス②

2023年度各種技能講習等実施計画表(7月~10月) (一社)栃木県労働基準協会連合会

	実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切
7	3(月)~4(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	建設産業会館	5/8(月)	6/20(火)
	10(月)~11(火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	5/10(水)	6/26(月)
	13(木)	保護具着用管理責任者教育①	護国会館	5/12(金)	6/29(木)
	18(火)~20(木)	第一種衛生管理者試験準備講習①	建設産業会館	5/18(木)	7/4(火)
	24(月)~25(火)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/24(水)	7/10(月)
	26(水)	化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外)②	建設産業会館	5/26(金)	7/12(水)
	27(木)~28(金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	5/26(金)	7/13(木)
8	31(月)~2(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	5/31(水)	7/18(火)
	3(木)~4(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/2(金)	7/20(木)
	7(月)~8(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	6/7(水)	7/24(月)
	17(木)~18(金)	第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/16(金)	8/3(木)
	24(木)~25(金)	有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	6/23(金)	8/9(水)
	28(月)~30(水)	第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/28(水)	8/17(木)
9	1(金)	衛生推進者養成講習	〃	7/3(月)	8/18(金)
	4(月)~6(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/4(火)	8/21(月)
	7(木)	保護具着用管理責任者教育(臨時)	護国会館	6/8(木)	8/24(木)
	13(水)	化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外)③	建設産業会館	7/12(水)	9/1(金)
	14(木)	マスクフィット実施者養成研修(臨時)	〃	6/26(月)	8/31(木)
	20(水)~21(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	7/20(木)	9/6(水)
	22(金)	第一種衛生管理者・模擬試験	〃	7/21(金)	9/14(木)
25(月)~26(火)	安全衛生推進者講習④(一般②)	〃	7/25(火)	9/11(月)	
10	5(木)~6(金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/4(金)	9/21(木)
	10(火)~11(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	8/10(木)	9/26(火)
	16(月)	保護具着用管理責任者教育②	護国会館	7/7(金)	10/2(月)
	23(月)~25(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	8/23(水)	10/10(火)
	26(木)~27(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	8/25(金)	10/12(木)

◆申し込み方法・申込書につきましては、当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のものをダウンロードしてご利用下さい。(※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。)

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社)栃木県労働基準協会連合会(平日9:00~17:00 土日祝は休業)
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email:info@tochikiren.or.jp



アーク溶接等作業のための

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」

が令和 6 年 1 月 1 日から新設されます！

令和 5 年 4 月 3 日、厚生労働省令第 66 号をもって、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布され、金属アーク溶接等作業に限定した技能講習を新設する省令改正が行われました。

令和 2 年の特定化学物質障害予防規則改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和 3 年 4 月 1 日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者については特化則第 27 条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが義務付けられました。

ところが、金属アーク溶接等作業のみで、溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に無関係の作業者に、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の受講を求め、溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講させることは、特定化学物質に不慣れな受講者の負担が大きく、各方面から金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されていました。

このため、厚労省で検討が重ねられた結果、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習の修了者の中から金属アーク溶接等作業主任者を選任できることとされたものです。

主な改正条文の概要では、特化則第 27 条第 2 項で金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる（新設）、同 28 条の 2 で金属アーク溶接等作業主任者の職務が明記されました。（新設）

また、告示（平成 6 年労働省告示第 65 号）の一部改正により、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目の範囲、講習時間等が規定」されました。

当連合会では、当該講習の登録手続きを進め、施行日である令和 6 年 1 月 1 日以降の早い時期に、計画・実施できるよう準備を進めることとしています。

講習科目	範 囲	講習時間
健康障害及び予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する知識	溶接ヒュームの性質、金属アーク溶接等作業に係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項、特化則	1 時間

令和 5 年度 全国安全週間（本週間 7 月 1 日～ 7 日）

スローガン

『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和 3 年に第 1 回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第 96 回を迎えます。この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう。

とちぎ労基連トピックス④

令和 5 年度 栃木労働局からの要請・依頼事項一覧

- ① 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「令和 5 年度における林業の安全対策について」(要請)
- ② 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「令和 5 年度における建設業の安全衛生対策の推進について」(要請)
- ③ 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項についての一部改正について」(周知依頼)
- ④ 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」の実施について(協力要請)
- ⑤ 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定の一部を改正する件の施行について」(周知依頼)
- ⑥ 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について(協力要請)
- ⑦ 5 年 4 月 10 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」(周知要請)
- ⑧ 5 年 4 月 17 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「令和 5 年度全国安全週間の実施について」(周知協力要請)
- ⑨ 5 年 4 月 17 日付け 栃木労働局労働基準部健康安全課長
(趣旨)「労働者の疲労度蓄積自己診断チェックリスト当の周知について」(周知依頼)
- ⑩ 5 年 4 月 19 日付け 栃木労働局労働基準部健康安全課長
(趣旨)「新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について(令和 5 年 5 月 8 日以降の取り扱いに関する事前情報提供)」について」(周知依頼)
- ⑪ 5 年 4 月 25 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について」(周知依頼)
- ⑫ 5 年 4 月 26 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「騒音障害防止のためのガイドラインの改定について」(周知依頼)
(管理者の選任、新測定方法の追加、聴覚保護具の選定基準明示、騒音健診項目の見直し等)
- ⑬ 5 年 5 月 11 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「除染業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」(周知依頼)
- ⑭ 5 年 5 月 15 日付け 栃木労働局労働基準部健康安全課長
(趣旨)「令和 5 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」への協力依頼について」(周知依頼)
- ⑮ 5 年 5 月 18 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「『A ない声かけ運動！プラス』の実施について」(協力依頼)
- ⑯ 5 年 5 月 30 日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「フィットテスト測定機器購入補助金の実施に係る周知について」(協力要請)
(労働衛生機関を対象とした補助金の利用案内)



地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 7月13日(木)・14日(金) 第2回職長等教育
(栃木県護国会館)
- ② 8月7日(月) 保護具着用管理責任者教育
(栃木県護国会館)
- ③ 8月22日(火) リスクアセスメント実務研修
(栃木県護国会館)
- ④ 8月28日(月) 化学物質管理者講習
(栃木県護国会館)
- ⑤ 9月12日(火) 宇都宮地区労働衛生大会
(宇都宮市文化会館小ホール)
- ⑥ 9月22日(金)・23日(土)
プレス金型取替等特別教育
(株)クボタ宇都宮工場、モリテックスチール(株)宇都宮工場
- ⑦ 10月6日(金)・7日(土)
産業用ロボット教示等特別教育
(株)クボタ宇都宮工場
- ⑧ 10月未定 令和5年度第2回理事会・総務部会
(宇都宮市文化会館)

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 7月6日(木) マスクフィットテスト実施者養成研修
栃木商工会議所
- ② 7月28日(金)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
栃木商工会議所
- ③ 8月24日(木)～25日(金) 職長教育
栃木商工会議所
- ④ 9月5日(火) 衛生管理研修会
栃木商工会議所
- ⑤ 9月12日(火)～13日(水)
産業用ロボット特別教育
栃木商工会議所
- ⑥ 10月12日(木) 粉じん特別教育
栃木商工会議所
- ⑦ 5月12日(キックオフ)～令和6年3月31日
令和5年度栃木労働基準管内『S+S(持続可能な安全作業)』
推進運動!実施中

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 7月5日(火) Under100推進プロジェクト緊急会議
鹿沼商工会議所 アザレアホール
- ② 7月28日(金) 林災防安全パトロール
- ③ 7月31日(月)
鹿沼地区産業安全衛生大会議会実行委員会
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 8月10日(木) フルハーネス特別教育
ボイラ・クレーン安全協会
- ⑤ 9月8日(金) リスクアセスメント担当者研修
ボイラ・クレーン安全協会
- ⑥ 9月14日(木) 全国労働衛生週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ⑦ 10月24日(火)・27日(金) 職長教育
ボイラ・クレーン安全協会

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 7月14日(金)
第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ② 7月25日(火)～26日(水) 安全管理者選任時研修
日光市日光公民館視聴覚室
- ③ 8月4日(金)
第2回フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光商工会議所今市事務所
- ④ 8月24日(木)～25日(金) 第1回職長教育
日光商工会議所今市事務所
- ⑤ 8月29日(火)
動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務
に係る特別教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ⑥ 9月7日(木)
労働衛生部会及び全国労働衛生週間説明会
日光市大沢公民館会議室
- ⑦ 9月14日(木) 粉じん作業特別教育
日光市日光公民館視聴覚室
- ⑧ 9月15日(金) 専門部合同会議(地区大会準備会議)
日光市大沢公民館会議室
- ⑨ 9月27日(水) 化学物質管理者講習
日光市日光公民館視聴覚室
- ⑩ 10月26日(木) 石綿取扱作業従事者特別教育
会場未定
- ⑪ 10月27日(金) 職長能力向上教育
会場未定

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 7月8日(土)～9日(日)、15日(土)
玉掛け技能講習会(第2回) わたらせ技能講習センタ
- ② 7月27日(木)
足利地区THP推進協議会健康づくり講演会
足利市民プラザ
- ③ 7月下旬 労働衛生部会
足利市民プラザ
- ④ 8月上旬 総務部会
足利市民プラザ
- ⑤ 9月2日(土)～3日(日)
5トン未満クレーン作業特別教育 オグラ金属(株)
- ⑥ 9月8日(金) 役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑦ 9月8日(金) 労働衛生研修会
足利市民プラザ
- ⑧ 9月27日(水)～28日(木) 職長教育
足利市民プラザ
- ⑨ 10月18日(水) 職長等能力向上教育
足利市民プラザ
- ⑩ 10月19日(木) 研削といし特別教育
足利市民プラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 7月20日(木) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館
- ② 7月26日(水) フルハーネス型作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ③ 8月23日(水) 研削といし取替等特別教育
佐野市勤労者会館
- ④ 9月5日(火) 佐野地区産業安全衛生大会合同役員会
佐野市勤労者会館
- ⑤ 9月12日(火) 全国労働衛生週間準備説明会
佐野市勤労者会館
- ⑥ 10月3日(火) 管外優良事業場見学会
(栃木地区産業安全衛生大会)
見学先:未定 (宇都宮市文化会館)
- ⑦ 10月12日(木) 四大標語最終審査会
会場:未定
- ⑧ 10月28日(土) 佐野地区THP推進協議会
三義山公園
(みかも山ウオーキング大会)

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 7月5日(水)～6日(木)
安全管理者選任時研修
県北体育館
- ② 7月12日(水) 事業場パトロール
- ③ 7月28日(金) 第1回職長能力向上教育(製造業)
県北体育館
- ④ 8月8日(火)～9日(水)
はい作業主任者技能講習(林災防)
県北体育館
- ⑤ 8月22日(火) 労働衛生部会
TOKOTOKOおおたわら
- ⑥ 8月23日(水)～24日(木) 第2回職長教育
県北体育館
- ⑦ 8月30日(水) 保護具着用管理責任者教育
県北体育館
- ⑧ 9月6日(水) 全国労働衛生週間説明会
那須野が原ハーモニホール
- ⑨ 9月8日(金) 第3回理事会 TOKOTOKOおおたわら
- ⑩ 9月27日(水)～29日(金)
全国産業安全衛生大会
名古屋市
- ⑪ 10月3日(火)
県内事業場視察及び栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ⑫ 10月12日(木) 塩那地区産業安全衛生大会実行委員会
勝田屋記念会館
- ⑬ 10月17日(火) フォークリフト安全衛生教育
県北体育館
- ⑭ 10月27日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
勝田屋記念会館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 7月12日(水)～13日(木)
はい作業主任者技能講習(林災防協力)
真岡市公民館
- ② 7月19日(水) リスクアセスメント実務研修
真岡市公民館
- ③ 8月29日(火) 製造業の職長能力向上教育
真岡市公民館
- ④ 9月4日(月)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(林災防協力)
真岡市公民館
- ⑤ 9月8日(金)
自由研削といし取替等特別教育(実技を含む)
真岡市青年女性会館
- ⑥ 9月15日(金) 全国労働衛生週間説明会
真岡市青年女性会館
- ⑦ 9月21日(木)～22日(金) 職長教育
真岡市公民館
- ⑧ 10月3日(火) 栃木地方産業安全衛生大会参加
宇都宮市文化会館
- ⑨ 10月16日(月) 危険予知訓練
真岡市市民会館
- ⑩ 10月28日(土)
真岡地区THP推進協議会ウオーキング大会
真岡第5工業団地

自動車運転者の改善基準告示が令和6年4月1日から変更となります。

令和6年4月~適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 原則: 3,516時間 最大: 3,400時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続: 8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の責務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

バス運転者の改善基準告示のポイント

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 原則: 3380時間 最大: 3484時間	改正前(月換算) 原則: 281時間 最大: 309時間	改正前 継続: 8時間
改正後 原則: 3300時間 最大: 3400時間	改正後 原則: 281時間 最大: 294時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示のポイント

日勤の1か月の拘束時間	日勤の1日の休息期間
改正前(月換算) 299時間	改正前 継続8時間
改正後 288時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

○詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

発荷主・着荷主・元請運送事業場
への皆様へのお願い

- 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう
トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生しないように努めましょう**
- 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう
発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守る着時刻などを設定しましょう**。また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう**。
- 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう
トラック運転者に**事前通知がなく荷役作業を行わせてはいけません**。
労働災害のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう**。